

C 主要史料

(○番号は、「B 詳細情報」の触・布達データベースと対応)

■阿部川町(駿府)

●史料1『駿河土産』上下

(大道寺友山編)『静岡県史 中世・近世史料二』所収、九四六〜九四八頁〔大道寺友山：享保一五年(一七三〇)歿〕

駿府に 権現様被成御座候節阿部川町遊女殊外繁昌に付町奉行彦坂九兵衛被仰付躍を 上覧の事

一 権現様駿府江御隠居被遊候以降、阿部川町の傾城程近く候ニ付御旗本の若き衆中遊女町通ひ被致との取沙汰有之、其節駿府の町奉行彦坂九兵衛阿部川町を二三里斗も遠所へ引移し申度旨被申上候を御聞被遊、九兵衛を 御前江被為 召 御意被遊候ハ：(中略)

：歴々方の阿部川町通ひひと相止候と也

●史料2『駿府廣益』前編 上中下

(松下孫右衛門扣)『静岡県史 中世・近世史料二』所収、六七〇〜六七二頁)

四十卷 府中町教家数人数會所明屋敷世里藏教橋敷

惣町数九拾四町 安倍川町 毛皮町共二

町列之外

一 人数七拾七人 内男三十九人 女三十八人

毛皮町 家数式拾壹軒

内明屋鋪式軒

但例年御目附江差出候人別帳二者右人別之分斗町列外ニ相認候、尤家数町数之儀者前々條之内ニ籠り有之ニ付人別斗外ニ差出

同断

一 人数三百三拾式人 内

安倍川町

但右同断

比丘尼拾五人

四十二 府中町 名并町頭之數

合九拾四町

安倍川町 毛皮町 都合九拾六町

男五十六人
女百四十六人
遊女百三十老人

家数五拾五軒内
明屋敷三十式軒

●史料3『駿河記』

(桑原藤泰、文政三年(一八二〇)完成)『静岡県史 中世・近世史料二』所収、七六〇・七八四頁)

第十二行 御 横内町四丁 新通四丁目
城 阿部川町二丁 二丁町とも云
遊女町なり

〔毛皮町〕町は新通の南にあり、革作の住するを以てしか云。圓明山法榮寺と云日蓮宗の小院あり。

〔安倍川町〕上に同じく新通南にあり。府の遊女町なり。川邊村の地内こ川原屋敷と称する所なり。往古は上町・中町・旅籠町・新町・揚屋町とて五丁ありしが、旅籠町・新町は江戸の吉原に移りて今は絶たり。この遊女は往古伏見より移る所なりと云傳たり。武徳編年集成云、慶長十四年己酉五月駿府娼家に於て雑卒數度鬪論に及ぶ故、先達て遊女を放逐せられけるが、安倍川の邊に其地を定めらる。江戸新吉原由緒書に、駿府遊女江戸鎌倉川岸に居ると云々、前に旅籠町・新町の者の事なるべし。

〔弥勒町〕安倍川の邊にあり。慶安年中、堤添川越町に山伏弥勒院と云者あり。師の勘當をうけて帰俗して源右衛門と改名し、安倍川原にて餅を賣る。世に安倍川餅是なり。世の人呼で弥勒の茶屋と云。正保年中府の奉行に申て、此地を開發して弥勒町と云。

C 主要史料 (静岡県)

C 主要史料 (静岡県)

●史料4 『駿府風土記』

(駿府在勤幕吏筆カ、安永年間(一七七二—一七八〇)頃記?天保七年(一八三六)写ノ『静岡市史 中世・近世史料二』所収、九〇—九〇六頁)

里説

○一 八幡町元通八丁目売比丘尼有 盆正月ハ親方へ帰り遊常ハ富士の根方を売場トスル、留袖・振袖共ニ後帯ナリ、料三百文のよし

○一 弥勒茶屋 売女アリ 料相對ナリト云、百文ヨリ上トナリ

一 江尻旅籠屋留メ女 料三百文定のよし

○一 阿部川町 或二丁目 或柳町 料老分 九百文 六百文 百文、高下アリ

中ノ町の末揚屋の方をきらす丁といふといへり

寛保年中、町奉行筒井内蔵二丁目遊女曲輪外へ出ル事并曲輪出入ニ駕停止ニナル、昔ハ

二丁目裏通り道有之ニ元録^{ママ}の頃町奉行水野小左衛門勤役之節相止通りぬけなし

町教之事

九拾五町 二丁目トモニ 九拾六町

但二丁町の事、寛保年中町奉行筒井内蔵支配之内、二丁目遊女曲輪外へ出事并曲輪外

出入駕停止申付ル、昔ハ二丁目裏道有之通抜也、元録^{ママ}の頃の町奉行水野小左衛門支配

の節相止結切通行留ル、阿部川町トモ柳町トモ云

遊女人数式百四拾人、明六時ノ夜四時迄商売札ノ辻ヨリ 十二町

〔※この後に二丁町の略図掲載あり〕

駿府城下ノ者言葉

△二丁目ニて ○客を老人にても あのこ ○茶やのてい主を酒やのいせき

○女房をかんはあ ○下女をあんねい

●史料5 『駿河国志』

(榊原長俊、天明三年(一七八三)ノ『静岡県史 中世・近世史料二』所収、一〇〇五、頁)

府中町割 縦町八町

新通七丁目入小路

阿部川町 二丁又式町まちとも云遊女町なり

●史料6 『駿国雑志』卷之六・卷之十

(阿部正信、天保一四年(一八四三)ノ明治四二年吉見書店版、二三四—二三頁(卷之六))

卷之六

遊女町

「黄瀬河遊女」 駿東郡黄瀬河驛にあり、今は廃せり。東鑑云。建久四年五月十五日。

藍澤御狩事終テ御シタマフ富士野ノ御旅館ニ入、南面ニ當テ五間ノ仮屋ヲ立ツ、御家人

同ク軒ヲ連ヌ。…齊日、御狩無クシテ終日御酒宴也。手越、黄瀬川已下ノ近邊ノ遊女、

群参令、御前ニ列候ヌ。…

「手越遊女」 安倍郡手越驛にあり、今は廃せり。歌枕當驛傀儡の名所とす。…

「阿部川遊女」 安倍郡府中安倍川町にあり。當代記云。慶長十三年五月廿日、駿府中

ノ歌舞妓、並ニ傾城共多クシテ而動^{モスレ}喧嘩^ニ有^ニ、之ニ依^レ可^レ払^之由、大御所曰。同年八

月廿五日、駿府ノ遊女共去頃ハ是ノ故^ニ下々有^ニ喧嘩^ニ間被^ニ相^レ相^レ相^レ、此頃又町ヲ割^レ被^レ渡。云々。或云。此花街の地は、往昔□□山耶蘇寺^{即支丹}の址にして、神祖大久保相模

守忠隣に仰て、毀しめ汗地とする處也。其後台命に依て遊里を開く。云云。又云。慶

長年中、城州伏見の遊女間を爰に徒す。元和年中、其半を武州江戸に徒さる。云云。

其頃は遊女を連歩く事自由成しとみゆ、又同書云。慶長十二年六月。…又遊女の躍、

はやりしにや、駿河土産云。慶長□年、神祖町奉行彦坂九兵衛光正をめして、此頃御

城下の町、専ら踊を催よしを聴せらる、上覽あるべき旨仰出さる。光正即此由を触て、

C 主要史料 (静岡県)

某日上覧に備ふ。時に遊女の踊も、また上覧あるべき旨仰せらる。光正俄に此よしを安倍川町に傳へて、踊を出さしむ。神祖これを御城中にめし、上覧の上、御同朋石川福阿弥を以て御縁上に於て、御菓子を玉はり、已後また召事あらば、速に参上すべきよしを傳ふ。…(※以下、他史料と同様の記述/中略)…遊女屋三浦屋方に、川越如来と云仏像あり。是江戸吉原三浦屋の本来也。今吉原にある朝日如来は、此川越如来の事也。…駿城御番衆覚書云。揚屋三軒、戎屋甚右衛門、大黒屋久右衛門、万字屋静六、揚代高下あり。家数三十軒の内、十五軒は、古来より女郎屋也。町は二町あり、依て二丁町と云。明け六より夜は四限り、夜見勢を専らとす。此曲輪始りしより、揚屋、女郎屋は替れども、凡百年の餘、名主はかはらずと申し傳ふ。近年少々違あり。云云。石井明道士、轟金六、安倍川の遊女を讚する條云。さん茶、埋茶、三幅対、格子番茶、五寸三寸、小袋よりころりの君に至る迄。云云。むかしはかゝる次第ありけん、今は有とも聞えず。今の世定る處、凡一郭の表門を大門大門は瓦茶、格子兩扉也、片方に藩戸の小門あり、其片方は板扉なり。と云。其郭内に大道を發く、是を仲の町と云。遊女居住の屋を、女郎屋と云。遊女を呼ぶ所を揚屋と云。今の揚屋町是なり。其結構遊女屋は、楼造にし、前を格子にす。正面を格子と云、横を籬と云、其脇に入口あり、其内に杓脱あり、傍に高さ一小席あり、牛臺と號く。其上に暖簾を懸く、皆木綿を用ゆ…、其格子の内を店と唱ふ。其横壁には、多く松竹等の面を張附にす、爰に出るの口は脇にあり、號て後尻と云。遊女此席に出んとする時、三絃を鳴して相図とす。是をすが搔と云り。…凡一廓の間敷、大門より奥行垣まで七十六間、揚屋町裏より、新通り迄、八十間半、二町目木戸外八間、一町目木戸外十七間、ともに此間敷の内にして、裏通り二ヶ町に門あり、屏重新通りは扣地なり。又会所仲の町左側ありと云者あり、是郭中の諸事を司る所、見番会所の隣は、芸者の集ふ所にして、即首長なり。揚屋町及び新通り六丁目、七丁目の茶店は、客を誘ひ導くの儲也、是を引手茶屋と云也。爰に元禄六年八月、町頭勘右衛門と云者、改め記す處の古図を得て、下條に載す。其図に云。内郭立家数二十五軒。此小間百四十七間二尺也、但町頭家共同朋屋敷、□□家此小間百八十一間五尺、外郭明屋敷□□家此小間二百六十三間三尺なり。云云。すべて此郭中にある處の遊女は、詞を區にせず、大方言あり、是を里言葉と云也。

「賣女」 安倍郡安倍川弥勒町にあり。云云。駿府名細記云。阿部川弥勒茶屋賣女あり、

其價相對にして、極まらず。云云。今此事絶たり。近頃府中所々、見てくれと號て、隠し売女あり。故に二丁町衰微に至る。…

「比丘尼」 有渡郡府中八幡町にあり。云云。駿河御番衆覚書云。八幡町、並本通り八丁目、賣比丘尼あり。…今は絶たり。…

「清水湊遊女町」 有渡郡清水村湊口にあり。云云。駿陽名君年代記云。慶長十一年、伊豆国下田の田町より女人計り、船にて清水に参る。万屋仁兵衛、魚屋傳吉、酒屋久七、清蔵、清九郎等女郎町に居る。昔の三輪町は、今の磯なり、清水の外也、今は一つとなれり。云云。傳云。美濃輪町の遊女屋は、當湊繁昌に依て、伊豆の下田より、美麗の女人計り船路を誘引て、和泉殿川、酒井隼人正某、本多佐渡守正信の濱屋敷の邊に家作し、忍屋と號して、是を賣らしむ。慶長十五年春より、遊女とし郭を構へ女郎町と號く、同十九年十月十二日夜、此郭より失火し、東風烈しく、本多佐渡守正信、水野土佐守某、等の屋敷焼失す。是より命ありて、郭を廢す。…

阿倍川遊女町圖並古図 畧す 別卷第十圖甲参照

●史料7 遊女飯盛売女并女芸者之類取締規則之儀不遠公布可相成右三付左之通

一、現今売女之人員名面至急差出可申事
但、年付記載

一、女芸者同断之事
一、売女抱入証文本紙并写相添可差出事

許可之上其実売淫之所業致候居候者方一有之候ハ、飯盛之名儀ニ相改候歟又ハ致改業候歟両様之内可伺出事右之通相違候條得其意来ル廿四日迄二取調証文人員無遅滞可差出もの也

壬申九月廿二日

足柄県

葦山出張所

三島宿 役人

■浜松県

●史料8 娼妓貸座敷渡世之者心得

C 主要史料（静岡県）

（布達第八号、明治六年（一八七三））

- 一 自今芸妓飯売の名を廢し、娼妓と相稱し可申事
- 一 梅毒は一種の傳染腐蝕性の悪疾にして、人身に大害あるは論を俟す、天下有用の士民是の為に往々跛臂聾盲等の癆痾となつて生涯を誤るもの尠からず、臣にしてハ君に不忠子にしては親に不孝と謂へし、（中略）管下一同にも此旨厚相心得、娼妓渡世の者は必ず病院に於て検査を受、同院の證印相添更に鑑札相願可申事、（中略）

一 娼妓渡世願済のものは、貸座敷の外渡世相ならず候事

一 貸座敷渡世いたし度ものは、間数及廣狭等取調更に願出へき事

（中略）

娼妓税金

一 鑑札税 金五拾銭

但願済之節相納へき事

一 月税 金壹圓五十銭

但毎月廿五日限り相納へき事

一 花料の義は客と相對たるへく、貸座敷料は席主と相對たるへき事

貸座敷税金

一 鑑札税 金三十銭

但願済之節相納へき事

一 月税 金壹圓

但毎月廿五日限り相納へき事

右之件々堅相守營業可致、萬一相犯候者有之に於ては、嚴重の所置可申付事、

明治六年二月

浜松県令 林厚徳

浜松県権参事 石黒務

芸娼妓稼之者元ヨリ貧困親戚之救援ル無之一身ヲ以父兄之菓餌ニ資給致候事等古又情全不得止邊ヨリ忠心出願致義□世間絶ニ可有之更ニ□得共多クハ初稚之節ヨリ（中略）

且貸座敷ノ儀ハ元ヨリ娼妓Y相願者ニ付右者壬申年遊女解放ノ御趣意申承致候ハ勿論

二 候得共萬一貸座敷稼ノ者懲畧ニ寄夫ハ為メ娼妓増殖致シ候様ノ幣習無之トモ難申、結局昔日ノ景状ニ類似姿テ不相□□ニ付：

明治七年 静岡

■ 浜松宿

● 史料 9 五海道宿々食売女御定人数之儀書付

（享保七年（一七二二）以降、「亥五月十四日豊後守殿Y差出候書付之内書拔」中、『濱松市史資料編一』所収、五二〇頁）

一、宿々食売女之儀古來之御定時節書留相見不申候、享保三戌年十月被 仰出候御触書之趣、都而道中筋旅籠屋近年猥ニ人多ク有之由ニ候、古來之通彦軒食売女貳人宛之外差置申間敷旨被 仰出候ニ付、右之通五海道江御觸書出申候、

但品川宿之儀者、享保七寅年十月步行新宿加宿ニ被仰出候節、本宿ハ御定之通食売女貳人宛、新宿ハ老人宛之積リニ相成候、日光道中千住宿並ニ而、江戸之方小塚原町、中村町新宿之格ニ准し食売女老人つゝ、差置候、右之外道中筋ニ老人宛と相定候儀無御座候、

■（興津宿）

● 史料 10 差上申一札之事

（弘化二年（一八四五）、『清水市史 資料 近世二』所収、七四一〜七四三頁）

豆州賀茂郡熱海村百姓代新吉外式人義洗濯女之名目ニ而よね外四人を銘々抱置身売為致候一件御吟味伺之上左之通被仰渡候

一 新吉・彦兵衛・よし義隠売女之儀ニ付而ハ兼而之御触并被 仰渡之趣も御座候処、洗濯女之名目ニ而よね外四人を銘々抱置湯治人止宿之節内々身売為致、勝太夫・大助・要右衛門・作兵衛・八郎右衛門・要太夫〔者〕新吉外式人洗濯女之名目ニ而女子共抱置、内々身売為致候をも不存罷在、義兵衛・与兵衛・善兵衛〔者〕新吉外式人女子共抱置内々身売為致候を乍存其分ニいたし置、よね・みや・まつ・つな・たけは主人并湯治人任申、洗濯女之名目ニ而内々身売いたし候始末一同不埒ニ付、新吉・彦兵衛・よし〔者〕身上ニ応し過料之上手鎖隔日御封印改、勝太夫ハ過料錢拾貫文、大助・

C 主要史料（静岡県）

要右衛門・作兵衛・八郎右衛門・要太夫・同五ノ文と平兵衛・善兵衛・与兵衛・同三貫文と被仰付、よね・みや・つな・たけは手余荒地等有之人少村々江被差遣、まつ義も同様可被仰付処、重病ニ而歩不叶ニ付請人為右衛門江御引渡被成候段被仰渡候

右被仰渡之趣一同承知奉、畏候且身上ニ応し過料員数之義ハ追而御沙汰可有御座其余過料銭〔者〕三日之内当御役所江可相納旨被 仰渡是又承知奉畏候、若相背候ハ、重料可被 仰付候仍而御請証文差上申処如件

当御代官所

豆州賀茂郡熱海村

百姓代

新吉

百姓

弘化二己年二月廿九日

彦兵衛

百姓佐助後家

よし

名主

勝太夫

組頭

要右衛門

作兵衛

八郎右衛門

要太夫

大助

新吉組合

平兵衛

彦兵衛組合

善兵衛

よし組合

与兵衛

新吉抱

洗濯女

よね

みや

彦兵衛抱

同

たけ

まつ

よし抱

同

つな

池田岩之丞

御代官所

駿州庵原郡

興津宿

百姓二而

右まつ請人

為右衛門

江川太郎左衛門様

葦山

御役所

■上本町・下本町（沼津宿）

●史料1-1 飯売女直上ケ趣意

（天保二年（一八三二）、『沼津市史 史料編 近世3』所収、四六七〜四六八頁）

両本町飯売女直上ケ之儀天保二卯年九月、御城下焼失ニ而本陣・脇本陣・旅籠屋不残類焼いたし、翌辰年琉球人通行ニ候処、沼津宿へ止宿ニ不相成候而は御差支ニ相

成候間前、類焼之節Y別段拝借金相増被仰付、早急普請いたし無滞御用宿相勤候、然ル処本陣旅籠屋共天明度風難其外拝借納残リ、文化之頃棄捐ニ被仰付、寛政享和之度類焼拝借割符通ハ不相納、其上年柄ニ寄年延等相願兎角方抄取兼、天保二卯年ニ到リ納残不少候処、又候同年前、振合Y余分ニ拝借被仰付、右納方年賦割合ヲ以月、上納之積リ請書取之置候得共、新古拝借相嵩中、可納様無之候処、天保三辰年御奉行中山三左衛門御矢倉御普請ニ而沼津表ニ罷在沼津御奉行ニ而も内談有之候、拝借返納手当之外ニ一助無之ニ候而は不相納、此俣捨置候得は万一此上難事出来いたし候而も拝借相嵩居候而も御上ニおゐても不被為、御手も届、乍去本陣旅籠屋ノ儀は何れニも御手当筋いたし御用対相勤候様不相成候而は不相濟儀何敷一助ニ相成つき儀は有之間鋪哉、飯売女五百文之處七百文之交リ二いたし、式百文余分之助成を以諸拝借返納手当ニいたし候而は如何之趣罷談候処、(中略)

右之通ニ御座候 以上

知 間

九月六日

右は江戸御奉行衆右起立之儀御尋ニ付差出候

■長津呂村(賀茂郡)

●史料12 乍恐以書付奉願上候

(明治五年(一八七二)、南伊豆町小沢家文書『静岡県史 資料編 近現代』所収、一一〇六頁)

当御管内豆州賀茂郡長津呂村役人共奉申上候、今般遊女飯盛女芸者之類、一切御解放被仰付候ニ付、御厳重被仰渡候ヲ以、御請書奉差上、当村之内、船宿貸座舖渡世之者共方之人(※入?) 込貧民之娘共、飯盛と唱へ、相稼候者共、右御布告ニ付一同差留候儀ニ御座候、然ル処、私共村方之儀ハ、当国南方之極地ニ付、古来より航海船之ため定燈明場ニテ、入津船多分有之、就中、海辺田畑之敷村柄ニ付、貧民不少、内老父母又ハ兄弟不具之者ニテ活計を助ケ、右賤業を事と致し来り候者共途方

ニ暮れ、差向活計之手立ニ差迫り候ハ勿論、右船宿貸座敷渡世之者共ニ至リ差支、其業を失ひ、当村衰微ニも可立至ト私共心配罷在候処、前書飯盛ト唱へ来り候者共より、毎月税金差上、己来稼方奉願呉候様申出候間、右之者共、壹ヶ月稼方利益、多少可有之候得共、平均見積リ左之通り、

一 金三両三分 飯盛老人ニ付 但 壹ヶ月稼高

内 金壹両壹分 壹ヶ月ニ付休業日 十日見積リ

錢式貫文 船宿座敷代

差引

金式両壹分錢五百文 正味稼高

前書之通り取調奉差上候間、相当税金為差出被仰出之、御主意相守り候様可為仕候間、当人共ヨリ出願候ハ、御採用可成下様仕度、此段奉願上候、以上、

当御管内

豆州賀茂郡長津呂村

明治五年 壬申 年十一月

百姓代 熊沢次郎兵衛 印

組頭 渡辺吉左衛門 印

村方 熊沢謙三 印

足柄県

葦山

御出張所

■浜松県

●史料13 (表題なし)

(明治五年(一八七二)七月五日、中村文書「御布告留」『浜松市史 新編史料編一』所収、四三四頁)

当管下浜松宿は勿論、其外宿々旅籠屋共、飯売女差置候儀は、従前之任来ニ候得共、近頃猥ニ相成、是迄不差置売女ニ紛敷渡世致し候向も有之候哉相聞、以之外之事ニ候、方今之御趣意ニも差響候哉も不弁、一概ニ渡世之一卜廉と心得ニては甚不都合

二付、若右様之もの有之候ハ、抱置候女子早々旧里へ差戻シ候様可致候、尤往々取締可致筈ニ候得共、差向右之趣不相用ニおいてハ、嚴重ニ所置可致候間心得違無之様、其所役人精々注意可致候、右之通り兼々相触置候間、宿村ニおいて無逆(遺)失可相守もの也

壬申七月五日発

〃 十日昼五時披見

浜松県

■静岡県

●史料14 ① (表題なし)

(明治七年(一八七四)七月五日、「庵原郡辻村御布告留」『清水市史 資料 近代』所収、六四(六五頁))

正副大区長
同 小区長

芸娼妓ハ一般之御規則モ有之総テ免許ヲ受ケ渡世可致筈之処、当今一部近来私娼隠売之徒多ク芸妓ニ類シ貸座敷ニ似タル業体ノ者不尠哉之趣ニ有之、或ハ士族ノ門戸ニモ右ニ紛ハシキ醜行ノ聞エ有之候得共苟モ士族ノ名称アルモノ斯ノ如キ破廉恥ノ所業致ス可キ謂レ無之若クハ厄介附藉等ノ輩ニモ可有之哉万一不都合之義有之候テハ不相濟義ニ付一戸ノ家長於テ急度取締可致向後心得違之者於有之ハ無用捨律上ニ照シ処分可及候条大小区长並戸長於モ厚ク注意イタシ今後犯罪者無之様可取計此旨布達候事

明治七年七月五日 静岡県権令大迫貞清

●史料15 ② 三業規則

(静岡県布達甲第一号、明治一三年(一八八〇)一月五日)

○第一則 総則

第一條 貸座敷引手茶屋娼妓ノ営業ヲ以テ之ヲ三業ト名ク故ニ此規則ヲ三業規則トス

第二條 各地へ三業取締及副取締ヲ置クモノトス

○第二則

第七條 三業取締並副取締ハ該營業者中ヨリ人撰シ所管警察署ノ具状ニ依リ之ヲ論スルモノトス

第八條 三業取締ハ貸座敷引手茶屋十戸未満ハ一人十戸以上ハ正副各一人ヲ置クモノトス

但シ五戸未満ノ地ハ他町村ノ取締ニテ兼帯スルモ妨ケナシ

○第三則

第十三條 賦金ハ左ノ區別ニヨリ取締ヲ經翌月五日迄ニ相納ムベシ

上等 一ヶ月金四圓 静岡安倍川町

中等 一ヶ月金三圓 三島 沼津 江尻 藤枝 浜松

下等 一ヶ月金二圓 下田 網代 吉原 興津 島田 金谷 横須賀 袋井

氣賀 三和 白須賀 新所 掛川 見附 二俣 中泉 新居 掛塚 三ヶ日

第二十條 營業上ニ掛ル規則及諸達書ハ常ニ各娼妓ニ置違背不致様注意スベシ

第二十三條 娼妓ヲシテ正業ニ轉就セシムルニ注意シ無益ノ費用ヲ出サシメ又ハ正業ニ轉就セント欲スルヲ非理ニ故障スル等ノ儀アルヘカラス

○第四則 引手茶屋

第卅六條 貸座敷並娼妓ト契約セシ事件ハ渾テ第十九條ノ通心得ベシ

○第五則 娼妓

C 主要史料（静岡県）

第卅八條 士族並年齢満十五ニ至ラサル者ハ許可セザルモノトス

第四十四條 自宅ヨリ出稼シ又ハ貸座敷ニ寄留スルモ自由タリト雖〔トモ〕貸座敷無之町村ニ居住スヘカラス

第四十七條 營業上ニ係ル規則並諸達書ノ趣堅ク相守リ若シ不了解ノ廉ハ取締又ハ貸座敷主ヘ篤ト問合スヘシ

第五十條 正業ニ移ラントシ又ハ寄留替ヲナサントスルヲ貸座敷主等非理ニ故障シ或ハ苛酷ノ取扱ヲナスニ於テハ速ニ警察署又ハ分署ヘ申出ベシ

第五十二條 居住地外ニ出ル〔トキ〕ハ必ズ取締ノ承認ヲ受クベシ猥リニ出行スベカラズ

●史料16 ③ 芸妓營業規則

（県令甲第一号、明治一三年（一八八〇））

第一條 芸妓營業ハ従前免許ノ地ニテ貸座敷並ニ引手茶屋ニ限ルモノトス

第七條 税金ハ昨十二年甲第五百十三號布達地方税徴収規則ニ據リ相納ムヘシ

第十三條 自宅ヨリ出稼シ又ハ貸座敷ニ寄留スルモ自由タリト雖モ免許地外ニ居住ス可カラス

●史料17 ④ 娼妓貸座敷引手茶屋取締規則

（県令甲第二五号、明治一八年（一八八五））

第一章

通則

第一條 娼妓稼ハ貸座敷内貸座敷引手茶屋渡世ハ免許区内ニ限ルベシ

第二條 (略)

第三條 娼妓貸座敷引手茶屋渡世ハ平民ニ限り之ヲ免許ス

第二十二條 娼妓ヲ遇スルニハ誠実ヲ旨トシ無益ノ費用ヲ出サシメ又ハ寄留換廢業セシトスルヲ謂レナク故障スベカラズ

第二十五條 渡世上ニ係ル諸達類ハ篤ト娼妓ヘ示シ置クベシ

第四章 娼妓貸座敷引手茶屋取締

第三十一條 娼妓貸座敷引手茶屋取締ハ免許地毎ニ正副二人又ハ正副ノ内一人ヲ置クモノトス

但渡世ノ者少ナキ地ハ別ニ取締ヲ置カズ最寄ニ連合スルモ妨ゲナシ

第三十二條 取締ハ貸座敷及ビ引手茶屋中ヨリ公選シ所轄警察署又ハ分署ノ認可ヲ受クベシ

第三十三條 取締ノ取扱フベキ条件左ノ如シ

一 娼妓貸座敷引手茶屋渡世上ノ諸願届ニ連署スル〔コト〕

二 娼妓貸座敷引手茶屋渡世上ニ係ル諸達ヲ回達シ及ヒ法務ヲ取扱フ〔コト〕

三 犯則者アル〔トキ〕警察官ニ申告スル〔コト〕

四 賦金ヲ取纏メ上納スル〔コト〕

第三十八條 娼妓貸座敷引手茶屋免許ノ町村ヲ分テ三等トス